

学術情報ネットワーク加入機関向けサービス提供申合せ

平成23年6月20日
所 長 裁 定

- 1 この申合せは、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）が整備・運用する学術情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）上で、加入機関向けサービス（以下「サービス」という。）の提供を円滑に行うために必要な事項を定める。
- 2 本申合せにおける用語の定義は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 「加入機関」とは、国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程に基づき、手続きを経てネットワークに加入した機関等をいう。
 - 二 「サービス提供機関」とは、次項で規定するサービスを提供する機関等をいう。
 - 三 「L2VPN」とは、「SINET ネットワークサービスガイドライン」V. VPN サービス利用ガイドラインで定めるL2サービスをいう。
 - 四 「Dual」とは、「SINET ネットワークサービスガイドライン」Ⅲ. IPv4 サービス利用ガイドライン、Ⅳ. IPv6 サービス利用ガイドラインで定めるL3サービスをいう。
- 3 サービス提供機関が提供できるサービスは、計算機資源の提供及びそれをを用いたアプリケーションサービスとする。
- 4 サービスの提供を希望する機関の長は、別に定めるサービス提供申請書により、研究所の所長（以下「所長」という。）に申請するものとする。
- 5 サービス提供機関は、この申合せの内容を承諾したものとし、遵守しなければならない。
- 6 所長は、第4項の申請を審査し、サービスの提供を承認した場合、別に定めるサービス提供承認書を交付する。
- 7 研究所は、次の各号の一に該当する場合は、サービスの提供を承認しないことができるものとする。
 - 一 第11項の規定に基づき、過去に研究所から強制的にサービス提供の終了処分を受けたことがある機関からの申請
 - 二 申請書の内容に虚偽の記載が認められたとき。
 - 三 その他、研究所が申請を承諾することが不適當であると判断したとき。
- 8 サービス提供機関は、サービスの提供にあたって必要な接続情報について、別に定める接続申請書により、研究所に申請するものとする。
- 9 サービス提供機関がサービスの提供を終了する場合は、所長に対し、研究所が別に定めるサービス提供終了届を提出しなければならない。この場合、届出に記載された日の翌日から解除の効力が生じるものとする。

- 1 0 サービス提供機関は、ノードに設置した通信回線を含む電気通信設備等を速やかに撤去しなければならない。
- 1 1 サービス提供機関が、次の各号の一に該当する場合、研究所は、書面による通知により、強制的にサービスの提供終了をさせることができる。
 - 一 インタフェースの有効利用が認められないとき。
 - 二 申請書等に虚偽の記載があることが判明したとき。
 - 三 本申合せに違反したとき。
 - 四 ネットワーク上において、第三者の利益を損ねる行為が認められたとき。
 - 五 その他、研究所が不相当と判断する相当の理由があるとき。
- 1 2 サービス提供機関は、申請内容に変更があった場合には、別に定める変更届により、速やかに研究所に届け出るものとする。
- 1 3 サービス提供機関と、研究所の責任分界点は、研究所が接続拠点（以下「ノード」という。）に設置した利用に係る接続用通信機器のインタフェースとする。
- 1 4 サービス提供機関によるネットワークの利用においては、次の制限を適用するものとする。
 - 一 ネットワークを介したサービスの提供先は、加入機関のみとする。
 - 二 ネットワークへの接続方法は、L2VPNを原則とし、サービス提供機関のIPアドレスは、ネットワーク上ではルーティングしない。ただし、サービス提供機関がIPアドレスを有しており、このアドレスをネットワーク外に広報しないという条件のもとであれば、Dualでの接続を認めることがある。
- 1 5 サービス提供機関は、障害等によりネットワークの利用ができなくなったときは、調査を行った上で、その障害部分が第13項に規定される場所の研究所側にあると判断される場合には、研究所へ申告するものとする。
- 1 6 研究所は、前項の障害申告に対して、サービス提供機関に障害対策のための協力を求めることができる。
- 1 7 サービス提供機関は、ネットワーク以外の障害によりサービスが提供できなくなった場合は、その旨サービスを利用する加入機関および研究所に通知するとともに、迅速な復旧に努めるものとする。
- 1 8 研究所は、緊急時のやむを得ない場合又は次の各号の一に該当する場合、ネットワークを一時停止することができる。ネットワークを一時停止する場合は、可能な限り速やかに、サービス提供機関に通知するものとする。
 - 一 設備の保守又は工事のとき。
 - 二 災害等の不可抗力により、ネットワークの提供が困難になったとき。
 - 三 通信事業者の責により、ネットワークの提供が困難になったとき。
- 1 9 研究所の設置したノードへのサービス提供機関の接続及び接続のための設備の設置又は管理等の一切については、サービス提供機関が自らの費用負担及び責任において行

うものとする。

20 サービス提供機関は、個人情報について、法令等に基づき適切に取り扱うこと。

21 サービス提供機関は、ネットワークの利用に伴い、サービス提供機関の責めに帰すべき理由によって第三者に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償する等自らこれを解決するものとする。

22 研究所は、次の各号の一に該当する場合、責任を負わないものとする。

一 サービス提供機関とサービスを利用する加入機関間に発生する紛争・損害等

二 第18項の規定に基づくネットワークの一時停止により発生する損害等

三 地域 IP 網等の通信事業者が管理するネットワーク等の障害

23 研究所が必要と認めた場合は、サービス提供機関の承諾を得ることなく本申合せを変更できるものとする。

附 則

この申合せは、平成23年6月20日から実施する。